

第 15 号

令和4年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,033,551千円	3,726千円	1,037,277千円
第2項 営業外収益	363,695千円	3,726千円	367,421千円
	支 出		
第1款 事業費	1,190,545千円	38,367千円	1,228,912千円
第1項 営業費用	1,132,285千円	38,278千円	1,170,563千円
第2項 営業外費用	48,260千円	89千円	48,349千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額18,514千円」を「不足する額58,085千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,514千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,180千円及び過年度分損益勘定留保資金15,905千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,251,197千円	△8,183千円	1,243,014千円
第4項 補助金	176,565千円	△8,183千円	168,382千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,269,711千円	31,388千円	1,301,099千円
第1項 建設改良費	661,600千円	31,388千円	692,988千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	72,073千円	4,822千円	76,895千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	令和5年度	千円 1,251
企業局所有施設等管理業務	令和5年度 ～令和7年度	13,571
	年次別内訳	
	令和5年度	8,993
令和6年度	2,282	
令和7年度	2,296	

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫